

平成 29 年加茂市議会 9 月定例会会議録（第 1 号）

9 月 25 日

議事日程第 1 号

平成 29 年 9 月 25 日（月曜日）午前 9 時 30 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸報告
 - 第 4 第 70 号議案及び第 71 号議案
 - 第 5 第 81 号議案
 - 第 6 第 72 号議案から第 80 号議案まで
 - 第 7 請願第 1 号
 - 第 8 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 第 70 号議案 専決処分の承認について（平成 29 年度加茂市一般会計補正予算第 6 号）
第 71 号議案 専決処分の承認について（平成 29 年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号）
- 日程第 5 第 81 号議案 教育委員会委員の任命について（金澤理久夫氏）
- 日程第 6 第 72 号議案 平成 29 年度加茂市一般会計補正予算（第 7 号）
第 73 号議案 平成 29 年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 74 号議案 平成 29 年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
第 75 号議案 平成 29 年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 76 号議案 平成 29 年度加茂市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
第 77 号議案 平成 29 年度加茂市水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 78 号議案 平成 28 年度加茂市水道事業会計決算の認定について
第 79 号議案 加茂市厚生住宅条例の廃止について
第 80 号議案 市道路線の認定について
- 日程第 7 請願第 1 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願
- 日程第 8 一般質問
安武 秀敏君
1. 人と動物の共生について

白川 克広君

1. 災害復旧対策の徹底について
2. 堰の川分水路設置工事の進捗状況について
3. 防災行政無線の整備について

○出席議員（17名）

1 番	三 沢 嘉 男 君	2 番	藤 田 明 美 君
3 番	白 川 克 広 君	4 番	佐 藤 俊 夫 君
5 番	大 平 一 貴 君	6 番	浅 野 一 明 君
7 番	滝 沢 茂 秋 君	8 番	保 坂 裕 一 君
10 番	森 山 一 理 君	11 番	山 田 義 栄 君
12 番	中 野 元 栄 君	13 番	安 田 憲 喜 君
14 番	茂 岡 明与司 君	15 番	樋 口 博 務 君
16 番	安 武 秀 敏 君	17 番	樋 口 浩 二 君
18 番	関 龍 雄 君		

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

市 長	小 池 清 彦 君	副 市 長	吉 田 淳 二 君
顧 問	中 野 清 君	総 務 課 長	五十嵐 裕 幸 君
企画財政課長	武 内 豊 君	税 務 課 長	鶴 巻 信 二 君
農 林 課 長	近 藤 直 樹 君	商工観光課長 教育委員会 社会教育課長	明田川 太 門 君
市 民 課 長	青 木 敏 男 君	健 康 課 長	車 谷 憲 繁 君
建 設 課 長	金 子 正 文 君	都 市 計 画 課 長 水 道 局 長 環 境 課 長	樋 口 敏 晴 君
下 水 道 課 長	和 田 利 政 君	福 祉 事 務 所 長 加茂市生涯学習センター 市民福祉交流センター 「加茂美人の湯」所長 教育委員会 庶 務 課 長	青 柳 芳 樹 君
会 計 課 長	井 上 毅 君	教 育 長	殖 栗 敏 夫 君
教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長	栢 森 耕太郎 君	顧 問 会 長 教 育 委 員 会 長 文 化 会 館 長	宇 田 滋 君
教 育 委 員 会 長 公 民 館 長	和 田 正 利 君	教 育 委 員 会 長 図 書 館 長	珊 瑚 保 君

監査委員 坂中春信君 監査委員 吉田裕之君
農業委員会 佐野雅好君
事務局 長

○職務のため出席した事務局員

事務局 長 菅家 裕君 係 長 美原弘美君
係 長 石津敏朗君 主 査 吉田和実君
嘱託速記士 山田真織君

午前9時30分 開会

○議長（森山一理君） これより平成29年加茂市議会9月定例会を開会いたします。

午前9時30分 開議

○議長（森山一理君） 直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森山一理君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、2番、藤田明美君、3番、白川克広君、4番、佐藤俊夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（森山一理君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会における今期定例会の運営について、審査の結果を委員長より報告を求めます。

〔議会運営委員長 樋口博務君 登壇〕

○議会運営委員長（樋口博務君） おはようございます。ただいまから議会運営委員会の結果を報告いたします。

本日から9月定例会が開催されますので、去る9月15日、議会運営委員会を開催いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、皆様方の御賛同をお願いいたします。

会期は、本日から10月5日までの11日間といたすことになった次第であります。今回提出されました請願は1件、一般質問の通告は7名であります。議事の運営につきましては、皆様方のお手元に配付してあります順序によって行い、本会議は本日25日、26日及び10月5日に開催し、本日は専決処分の承認の議案2件及び人事議案1件の即決をお願いすることになりました。27日に連合審査会、次いで28日から10月3日までの間に各委員会の開催をお願いし、付託議案及び請願等の審査を行っていただくことになりました。最終日の10月5日は、各委員長の報告を行い、これを決定していただき、また会期中に議員発案等が提出された場合は、最終日の日程に組み、これらの即決をお願いし、9月定例会を終了することになりました。

以上をもちまして議会運営委員会の結果報告を終わります。

○議長（森山一理君） お諮りいたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員長報告のとおり、本日から１０月５日までの１１日間といたしたいと思います。なお、議事の運営につきましては、議会運営委員長報告のとおり取り計りたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から１０月５日までの１１日間と決定いたしました。

なお、議事の運営につきましては、お諮りのとおり決しました。

市長の挨拶

○議長（森山一理君） 次に、市長より招集の挨拶があります。

〔市長 小池清彦君 登壇〕

○市長（小池清彦君） おはようございます。９月定例会となりました。御来駕を賜りまして、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。本議会も、この議会を契機といたしまして、議会の皆様方と私どもとで相協力いたしまして、また加茂の市政を一段と飛躍させていければ大変ありがたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

現在の状況といえますか、私なりに見ておりますのは、来年度、平成３０年度になりますと起債償還額が１億８，０００万減って、その分財政が楽になるわけですが、ただ国の動きが気になりますのは、人口が減ってまいりますと、地方交付税交付金というのは人口をベースにして計算される部分が非常に多いものですから、地方交付税がその分ガタッと日本国中各市町村とも減ってくると。そのまんまほっておきますとそうなります。私は、それを非常に警戒いたしまして、全国市長会で事あるごとに、総務省の事務次官あるいは総務審議官、あるいは自治財政局長というような方々がしょっちゅうおいでになって、私どもにいろいろ説明され、また我々の意見、要望も聞くものですから、私はしょっちゅう、それだけはやめていただきたいと。少子化の時代に人口をベースにしてやっていたら地方交付税が全国全部減ってしまっても大変なことになって、その分財政需要も減るのであれば問題ないのですが、そうはいきませんので、したがって人口をベースにして計算する計算式は適宜変えていかなければいけない、そういうことをしょっちゅう私は申しまして、総務省側も、いや、そのとおりです、そのようにしますとか言うているのですけれども、今年度の交付税におきまして既に５，０００万、当初国のほうがこういうふうに計算してくれと言っていた額から５，０００万減らしてきているわけでありまして。これは、もう１つは、加茂市の場合は市民の幸せを第一に考えて、精いっぱい金を使うべきは使ってきているわけでありまして。したがって、貯金というものが今のところそんなに多くないわけですが、ほかの市町村ではかなりの市町村がそういうことをやらずに、ひたすら金をためている市町村が多いのです。その結果、市町村の持っている貯金というものが非常に全国的にふえている市町村が多いのです。これを安倍内閣が目のかたきにしたといえますか、それを非難しているのです。それを吐き出させようということで、加茂市で言えば５，０００万、これはもう全国的に全部やられたわけですが、交付税を減らしてきたという面が当然あるとは思っております。加茂市から見ますと、これは大変なとばかりでございまして、加茂市はそんなことはしていないのですね、ほかのまちが市民の幸せのために余り金を使わず

に、まあ、極論ですけれども、ひたすら貯金に走っている。その結果がこういうことにもなったんだろ
うと、とんでもないとばかりを受けたものだと思っております。したがって、1億8,000万
余裕ができたなんて喜んでいて、5,000万も削られておりますわけで、やはり慎重にやっていく
必要があると思います。

さはさりながら、そういう平成30年度以降、余裕ができるということも念頭にあったわけですが、
昨年とことし、非常に加茂市は議会の御理解を賜りまして積極的な政策を展開しているわけでありま
す。すなわち小中学校の教室の冷房化、来年度は教室だけでなく大食堂とか大集会室とか、これもや
る予定になっているわけですが、そういう冷房化、それから加茂市の持っております体育施設
の冷暖房化、それから病児保育園の建設、北コミュニティセンターの建設、それからバス路線網が猿毛
ー加茂駅間、このバスを西加茂の西部地区も回したらいいのじゃないかと。これは、しかしながら越後
交通が控えておりますので、越後交通との相談になりますが、これをやるとバス路線網が完結いたしま
すので、それをやらせていただくと。あるいは、消防団の皆様の手当関係を新潟県で一番トップにさせ
ていただいたとか、いろいろ積極政策をやっているわけですが、もともと、非常にありがたいこ
とに小中学校の冷房化はこれが国の補正予算で認められましたので、3分の2は国が出してくれると。
それから、防災関係の予算を安倍内閣が増額したことに、それに乘せていただいて、加茂市の持ってい
る5つの体育館にエアコンを入れさせていただく。これも3分の2国が出してくれると。そういう有利
な展開はしているわけですが、しかし積極的にやったわけですが。

過去におきまして加茂市は、そういうふう積極的に攻めの政策を展開する時代と、その後そのア
フターケアなどもやりながら守りの体制に入る。それからまた攻めの体制に入り、また守りの体制に入
るというようなことを繰り返してきたわけですが、そうしますと、現在というものは攻めの体制
に入っているわけですが、その後はそのアフターケア等がありますので、守りの体制に入って、
そして財政力を整えて、次に第四平成園を中心とする攻めの体制にまた入っていくと、そういうふうな
やり方が一番妥当ではないかと、そんなふうに思っている次第でございます。そういう時期におきます
攻めの今政策を実行している真っ最中でございます。そういう時期におけるこのたびの定例会と、そう
いうことになるかと思えます。何とぞよろしく御指導くださいます、市議会と、そして私どものほう
で相ともに手を携えて市政を、市民の皆様方を最高に幸せにしたいと、そんなふうに願ってい
る次第でございます。

大変御厄介になります。何とぞよろしく御指導くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願
い申し上げます。

日程第3 諸報告

○議長（森山一理君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

報告第12号、平成28年度決算健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、市長から報告が
ありました。その写しをお手元に配付してありますので、御了承ください。

次に、報告第13号、監査委員から平成29年5月分、6月分、7月分の例月現金出納検査の結果報
告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、御了承ください。

次に、報告第14号、6月定例会以降の議長会の状況について、その概要を別紙のとおりお手元に配

付してありますので、あわせて御了承ください。

日程第４ 第７０号議案及び第７１号議案

○議長（森山一理君） 次に、日程第４、第７０号議案及び第７１号議案を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 小池清彦君 登壇〕

○市長（小池清彦君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第７０号議案は、平成２９年度一般会計補正予算の専決処分について御承認をお願いするものであります。この補正予算は、総額３，９１０万円の増額であります。これは、７月の豪雨による災害復旧費について、８月１日付で専決処分いたしましたものであります。これに充てる財源として、市債３，９１０万円を増額して措置したものであります。この結果、予算の総額は１４０億６，２７０万３，０００円となりました。地方債の補正につきましては、災害復旧事業を追加したものであります。

第７１号議案は、平成２９年度後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分についてご承認をお願いするものであります。この補正予算は、保険料還付金４０万円について、８月１日付で専決処分いたしましたものであります。この結果、予算の総額は２億８，７６４万５，０００円となりました。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森山一理君） 当局の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第７０号議案及び第７１号議案については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、第７０号議案及び第７１号議案については委員会への付託を省略することに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前９時４８分 休憩

午前１０時４５分 開議

○議長（森山一理君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております第７０号議案及び第７１号議案について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより第 70 号議案及び第 71 号議案の専決処分の承認についての 2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本各案件はこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、本各案件は承認することに決しました。

日程第 5 第 81 号議案

○議長（森山一理君） 次に、日程第 5、第 81 号議案教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 小池清彦君 登壇〕

○市長（小池清彦君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第 81 号議案は、本市教育委員会委員の任命についてであります。これは、現委員であります金澤理久夫氏の任期が本年 9 月 30 日に満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、同氏の再任について議会の御同意をお願いするものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の上、全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森山一理君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第 81 号議案教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第 6 第 72 号議案から第 80 号議案まで

○議長（森山一理君） 次に、日程第 6、第 72 号議案から第 80 号議案までを一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 小池清彦君 登壇〕

○市長（小池清彦君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第 72 号議案は、平成 29 年度一般会計補正予算であります。この補正予算は、総額 1,436 万 4,000 円の増額であります。歳出の主な内容といたしましては、税外収入過年度還付金 1,300 万円などを増額し、財政調整基金積立金 1,225 万 1,000 円などを減額するものであります。これに充てる財源として、繰入金 1,393 万 2,000 円などを増額して措置するものであります。この結

果、予算の総額は140億7,706万7,000円となります。債務負担行為の補正につきましては、雪害等による被害農業者に対する融資にかかわる利子補給について、その期間及び限度額を定めるものであります。

第73号議案は、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額1,920万6,000円の増額であります。歳出の主な内容といたしましては、諸支出金1,908万2,000円などを増額し、これに充てる財源として国庫支出金1,941万9,000円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は36億9,717万7,000円となります。

第74号議案は、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額57万9,000円の増額であります。これは、諸支出金44万4,000円などを増額し、これに充てる財源として繰越金44万4,000円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は2億8,822万4,000円となります。

第75号議案は、平成29年度下水道事業特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額182万9,000円の増額であります。これは、総務費182万9,000円を増額し、同額繰越金を増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は20億6,122万8,000円となります。

第76号議案は、平成29年度介護保険特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額4,421万1,000円の増額であります。これは、諸支出金4,421万1,000円を増額し、同額繰越金を増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は30億8,883万5,000円となります。

第77号議案は、平成29年度水道事業会計補正予算であります。この補正予算は、収益的収支につきまして、支出で営業費用665万1,000円を減額するものであります。

第78号議案は、平成28年度水道事業会計決算について認定をお願いするものであります。これにつきましては、監査委員の審査意見を付してありますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

第79号議案は、加茂市厚生住宅条例の廃止についてであります。これは、平成29年8月に桜沢厚生住宅を解体したことにより、市内に厚生住宅がなくなったため、条例の廃止をお願いするものであります。

第80号議案は、道路法に基づく市道路線の認定についてであります。これは、民間宅造で設置された道路を市で管理してもらいたいとの地元要望により、認定をお願いするものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の上、全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森山一理君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案のうち、第78号議案平成28年度水道事業会計決算の認定については、6名の委員をもって構成する水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、お諮りのとおり第78号議案につきましては、

6名の委員をもって構成する水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することと決しました。

11時10分まで休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（森山一理君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました水道事業会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、三沢嘉男君、藤田明美君、白川克広君、佐藤俊夫君、滝沢茂秋君、安武秀敏君の以上6名を指名いたします。

次に、ただいまの第78号議案を除く各議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（森山一理君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。休憩中に水道事業会計決算審査特別委員会が開催され、委員長に安武秀敏君、副委員長に藤田明美君が互選されました。

日程第7 請願第1号

○議長（森山一理君） 次に、日程第7、請願第1号を議題といたします。

今期定例会において受理した請願1件につきましては、会議規則第139条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしました。

なお、この際請願文書表を局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 請願文書表 朗読〕

○議長（森山一理君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（森山一理君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第8 一般質問

○議長（森山一理君） 次に、日程第8、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（森山一理君） 16番、安武秀敏君。

〔16番 安武秀敏君 登壇〕

○16番（安武秀敏君） こんにちは。Y O 1 9 9 8の安武秀敏でございます。平成29年度も半分が経過するところでございます。先日の敬老会では、加茂病院の改築工事も、施設設備について、星野伊佐夫県会議員の御支援もあり、建設工事が進んでいるというお話がございました。

さて、質問は動物愛護週間にちなみ、人と動物の共生についてであります。9月20日から26日まで、法律で動物愛護週間と定められています。

去る6月9日、新潟県は犬と猫の殺処分が初めて1,000頭を下回ったと発表しました。また、同月15日、加茂市は犬、猫の苦情について啓発チラシを回覧しました。昭和49年4月、「動物の保護及び管理に関する法律」が施行され、人と動物が共存する明るく豊かな社会づくりに取り組むことになりました。従来動物飼育に関する行政のかかわりは、主として狂犬病予防法に基づく犬の飼い主の取り締まりと野犬対策が中心でしたが、これに動物愛護思想の普及と適正な飼育等に関する指導が新たに加わることになりました。この法律では、国及び地方公共団体は動物の愛護と適正な飼育に関し、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭における教育活動、広報活動を通じて普及、啓発に努めなければならないとうたっております。

平成28年度の動物愛護に関する決算はいかがでしょうか。

また、小中学校で動物愛護に関してどのような教育活動を行ったのでしょうか。

犬、猫に関する苦情の内容と件数はいかがでしたでしょうか。

犬、猫の苦情で苦勞している人たちにとって、ためになる勉強会が10月に上越市であります。加茂市からの参加はいかがでしょうか。

平成28年度に殺処分された犬、猫の計は944頭で、県が数を把握している昭和27年度以降、最少となりました。犬の殺処分は、昭和43年度、1万4,597頭が11頭に、猫の殺処分は平成7年度5,648頭が933頭までに減少しました。県は、昨年5月から「飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助事業」を開始しました。加茂市もあわせて同事業と連携したり、猫の捕獲器の貸し出しをしてはいかがでしょうか。

海外では、毎年5万人以上の人々が狂犬病で亡くなっています。発病したら人も犬も100%死亡します。新潟県が狂犬病の発生の可能性が最も高いと言われています。それは、新潟港に入るロシアの貨物船で犬を船員が飼っており、また港を散歩したり、また中古車置き場があつてそこで犬を飼育しているからであります。

長い間犬の登録と狂犬病予防注射は県の仕事でしたが、平成12年度から市町村の仕事になりました。平成28年度の犬の登録と狂犬病予防注射は、集合、個別、新規、継続に分けて何頭でしょうか。

狂犬病予防注射業務関係の収支はいかがでしょうか。予防注射業務は、市町村と獣医師会で契約して実施していますが、集合注射は市町村が手数料の徴収や済票の交付をし、個別注射の場合は市町村が獣医師に鑑札や済票を預託してあります。加茂市は、何名の獣医師に委託しているのでしょうか。近年獣医師会は、市町村に狂犬病予防注射業務関係の委託料を請求していますが、加茂市からの支払いがありません。加茂市も委託料を支払ってはいかがでしょうか。

以上で壇上の質問を終わり、再質問は自席でいたしますので、よろしくお願いいたします。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

人と動物の共生についてであります。今日のこの課題は、私は本当にすばらしい課題だと思います。人類がこの世に出現して以来、人類以外の動物を虐げまくってきたわけであります。もし人類が出現しなかったら、ほかの動物は極めて幸せに送っていたはずでございまして、それは地球全体から見れば、人類が出現したために随分動物が虐げられたと。また、一方におきまして、非常に難しいのは危険な動物に対しては、これかわいそうなのだけれども、断固たる措置をとらなければならないと。あるいは、作物を荒らして作物が全くつくれないというような状況ですと、やむを得ない場合もあると。なかなか複雑でございますけれども、非常に重要な、あるいは地球上で最も重要な課題ではないかと思います。安武先生におかれましては、このことについて日夜御尽力なさっていられるわけでございます、心から敬意を表させていただきます、感謝申し上げますのでございます。

さて、「動物の保護及び管理に関する法律」は、昭和48年に議員立法で制定された法律であります。これは、もう安武議員には釈迦に説法であります。その後平成11年に法の名称の保護が愛護に改められ、「動物の愛護及び管理に関する法律」となり、さらに動物取扱業の規制、飼い主の責任の徹底、虐待や遺棄にかかわる罰則の適用動物の拡大、強化など、大幅に改正されました。平成17年には、動物の取扱業の規制強化、特定動物の飼育規制の一律化、実験動物への配慮、罰則の強化など、改正が行われたものであります。また、平成24年には、動物取扱業の適正化、終生飼養の、終生、一生涯の飼養、飼い養う、この終生飼養の明文化、罰則の強化など改正され、現在に至っております。この法律の目的は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取り扱い、その他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることです。

動物の愛護及び管理に関する法律第3条においては、国及び地方公共団体は動物の愛護と適正な飼養、飼い養う、この飼養に関し、基本原則の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及、啓発を図るよう努めなければならないとあることから、加茂市における平成28年度の動物愛護に関する実績はどのようになっているかということについてであります。平成28年度の動物愛護に関する事業内容は、まず第1、狂犬病予防注射の集合接種、これは市内5カ所で実施。私は、初めてたゞいま安武議員から新潟県が狂犬病が出現する日本で一番危険な地域だというお話を承りまして、これは大変だと思った次第でございます。この狂犬病予防注射の集合接種。2番目、市内各地区への啓発チラシの回覧、これが年2回です。このほか犬、猫に関する苦情があった場合、その地区へ啓発チラシを回覧、これは随時です。これをいたしております。これが2番目です。3番目が広報かもお知らせ版による啓発、これが年4回ございます。4、広報かもお知らせ版に動物愛護週間中に開催される行事の掲載。5、飼い主のいない犬、猫に関し、関係機関との連携に取り組んでまいりました。

平成28年度の動物愛護に要した事務経費として、啓発チラシ、広報かもお知らせ版など23万8,122円でありました。23万8,122円でありました。これは、啓発のチラシ、広報かもお知らせ版、こういうものでございます。

また、小中学校での動物愛護に関する教育活動は、主に生活科や理科の学習の中で生き物に触れながら生命を大切にすることを育んでいます。小学校2年生でザリガニなどを育てています。ただし、そのザリガニを川や池に捨てますと、池の魚が食べられたり、カワニナを食べられて蛍が全滅したりしますので、しっかり規制しないと大変なことになります。ザリガニだけは注意しないと、児童生徒さんにうちへ持って帰らせてはいけません。うちへ持って帰ると、もう話題にならなくなって、これを川に捨てる、あるいは池に捨てますので、大変なことになります。私のうちの小さい池なんか誰かがザリガニを捨てていったものですから、もうザリガニでいっぱいになります。小さいコイなんか飼うとじゃんじゃん食べられるということで大変でございます。それから、一番問題だったのは、昭和橋と八幡橋の間に螢川があります。螢川へ誰かがザリガニ放したのです。そうしたら、中野前八幡区長さんが蛍養殖しておられるのですが、その餌になるカワニナを、螢川にいるカワニナをザリガニが全部食べてしまったのです。それで、蛍の養殖はもうできなくなりまして、中野区長さんの要請で、一遍その川を全部干して、そしてザリガニを退治して、あるいはいなくして、それからまた初めからやり直したというようなこともございまして、ザリガニだけは各小学校、ぜひ気をつけていただきたいと思うわけですが、とにかく小学校2年生でザリガニなどを育てているということでもあります。

5年生では、メダカを育て、卵がふ化するまでを観察します。メダカはいいですね、何かを食うというようなことありませんから、平和的で。ぜひできればザリガニやめて、みんなメダカに統一していただいたほうがいいんじゃないかなと本当にそんな感じはいたしますが、そういうものを飼って、卵がふ化するまでを観察します。ただ、今まで動物を飼ったりしていたのですが、大変だということで、いや、動物というか、いわゆるけもの、これをかなり今までは飼っていたのですが、ウサギ飼ったり、鶏飼ったりしていたのですが、要するにそういう鳥とかウサギとか、そういうものを今まで飼っていたのですが、最近は一切飼っていないということです。だから、メダカあたりは大変いいと思うのでございますが。

また、総合的な学習の時間でも加茂川のサケの稚魚を育て放流するまでを学習活動に取り入れ、生命のとうとさと自然愛護の気持ちを育てております。これは、加茂川漁協の相川さんを初め、これらの方々の功績だと思うのですが、サケの稚魚の放流、これは非常にいいと思うのです。その他道徳の時間においても、生命のとうとさや自然愛護の気持ちを育てております。

また、公民館の活動ではありますが、小学生を対象に5月に探鳥会、8月に巣箱づくり、2月に巣箱の取り付けなどを行い、動物に親しむ機会を設けております。これは、公民館でこれをやって、加茂山に据えつけるのですが、鳥がたくさん入っているということでもあります。

次に、犬、猫に関する苦情の内容と件数についてであります。加茂市における犬、猫の苦情件数は、平成28年度で犬5件、猫10件でありました。平成29年度は、8月末現在で犬2件、猫8件となっております。苦情の内容は、犬については、夜間ほえる声がうるさい、リード、綱をつけずに散歩している、ふんの後始末をしていないなどであります。猫については、家の周りで排便して臭い、飼い猫ではない猫が子猫を産んで困っている、猫が車の上に飛び乗り傷がついたなどというものであります。これらの対応につきましては、その都度職員が現場へ出向き、苦情の内容ごとに対処しておるところであります。また、その他道路等に動物の死骸があるので処理をしてもらいたいなどの苦情が96件、犬2件、猫36件、タヌキ35件、鳥19件、その他4件、計96件となっております。死骸処理につい

ては、平日は環境課職員で、休日はシルバー人材センターに死骸の回収を行っていただき、焼却処分しております。

次に、苦情で苦勞している方々にとって、ためになる勉強会についてであります。この勉強会は、10月13日の金曜日に上越市のホテルハイマートで、新潟県動物愛護協会上越支部管内の獣医師と、それから上越市、妙高市、糸魚川市の担当者を対象に、新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会、この協議会の顧問であります高木優治さんをお迎えし、勉強会が開催される予定であります。翌10月14日土曜日は、同じ上越市のオーレンプラザの研修室、会議室において、午後1時30分から一般の方々を対象に地域猫セミナーが開催されます。このセミナーでは、猫のふん尿被害による苦情やトラブルを地域の環境問題として取り組む解決方法について、実際に活動されている講師をお招きし、実例を交えてお話をいただく予定となっております。この講習会は、参加費無料、申し込み無用、先着100名までが参加できる講習会となっております。市役所から担当者を参加させることにいたします。これは、安武議員からお伺いをして内容を調べましたところ、以上申し上げましたような非常にいい内容になっておりますので、ぜひ安武議員の御意見どおり加茂市の職員を出席させたいと思っております。それは、1つには、私も認識を新たにしたのですが、今野犬、犬については新潟県が連れて行って、そしてほかに飼い主の希望者があればその人に飼ってもらう。場合によっては殺処理もするということなのですが、猫については去勢するだけでまた放すというのです。だから、猫は結局捕まえないのです。去勢して放つだけなのです。そういうことだと、これは大変は大変なので、去勢してふえないようにはしますけれども、猫がその辺を横行することになりますので、実際は去勢しているのに、余りそれほどふえてはいかないということのようなのですから、そういうふうな現状においては、やっぱり議員がおっしゃいます講習会、これは非常に有意義であろうと、そんなふうに考えまして、加茂市の実は環境課の動物関係の担当の職員、それから担当の環境課長、大変でございます、この動物関係は。大変なのですが、大変苦勞しているのですけれども、さらにまげてこの講習会へ担当から行っていただくということにしたいと思えます。

次に、県が行っている飼い主のいない猫の不妊、去勢手術補助事業と連携したり、猫の捕獲器の貸し出しをしてはどうかということについてであります。新潟県における犬、猫の死亡、致死処分の現状は、新潟県動物愛護センター統計情報によりますと、平成19年度で犬279頭、猫3,508頭、合わせて3,787頭でありましたが、おっしゃるとおり平成28年度には犬11頭、猫933頭、合わせて944頭と減少しております。また、新潟県は新潟県動物愛護管理推進計画において、致死処分頭数を平成36年度末までに1,400頭とする目標を立てましたが、これを平成27年度で既に達成したことから、引き続きさらなる致死処分頭数の減少を目指すことといたしております。県では、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、猫の殺処分削減を推進するため、猫の不妊、去勢手術に要した経費の一部を補助する、「所有者のいない猫の不妊去勢手術補助事業」、こういう名前の補助事業を行っております。この事業は、県内に生息する飼い主のいない猫を保護し、県が指定する協力動物病院で不妊、去勢手術を受けさせ、手術費用を支払った個人または団体に1頭当たり、雄5,000円、雌1万円の補助をするというものであります。平成28年度の実績は、三条管内で雄21頭、雌21頭、計42頭でありました。このうち加茂市は、雄2頭、雌2頭、計4頭となっております。

また、県の事業と連携し、捕獲器の貸し出しを行ってはどうかということであります。加茂市は、以

前捕獲器を保有しておりましたが、壊れてしまい、使用することができません。すなわち現在は捕獲器を持っていないということでもあります。そこで、このたび議員のご提案のとおり、捕獲器 5 台を新たに購入し、貸し出しができるよう準備いたしたいと思います。所有者がいない猫を捕獲した場合、現在市役所の環境課へ連絡をいただくと、職員が出向き、書類を作成後、新潟県動物愛護センターまたは三条保健所へ移送しております。要するに新潟県の動物愛護センターか三条保健所から職員に来てもらわないとどうにもならない、法規上なっているのです。そこに加茂市の職員も行きますけれども、この 2 つの新潟県動物愛護センターまたは三条保健所の人がやってくると、こういうことなのです。そして、連れていってもらおうということでもあります。市が連れていくこともあるということではありますが、なるべく市が連れていったほうがいいと思いますが、大体県の職員がやってきて連れていくと。来ない場合は、加茂市民か市役所の職員が連れていくと、そういうことのようなのですが、そういう場合はなるべく、大変ですけれども、加茂市役所の職員が連れていくということにしなければいけないと思います。

また、猫を捕獲した方が直接新潟県動物愛護センターまたは三条保健所へ連絡されますと、県職員が対応することになっております。このときに今の話で県職員がちょっと来れない場合は猫を捕獲した方が連れていくということなのですが、状況によって市役所の職員も連れていくということなのですが、なるべく、大変ですけれども、市役所の職員も一生懸命出してそのときは連れていくようにしなければいけないと思います。

次に、狂犬病予防注射についてであります。狂犬病予防注射は、平成 12 年度に県から市町村に一部権限移譲がありまして、これ加茂市長の権限になっているのです。加茂市において、第 1、犬の登録、鑑札の交付、これは加茂市がやると。2 番目、注射済票の交付、これも加茂市がやる。3 番目、犬の死亡等の届け出の受理、これも加茂市がやる。4 番目、犬登録事項の変更届け出の受理、これも加茂市がやるということでもあります。5 番目、登録手数料及び注射済票交付手数料の徴収、これも加茂市がやる。6 番目、鑑札、注射済票の再交付、これも加茂市がやる。7 番目、登録の変更、削除、これも加茂市がやる。こういう業務を行うこととなったものであります。

加茂市における狂犬病予防注射は、毎年 4 月に行っておりますところの集合予防注射、市内 5 カ所に開設されます。この集合予防注射で接種するか、個別に動物病院へ犬を連れていき、個別予防注射を受けるか、この 2 つの受け方があります。集合予防注射は、獣医師に犬の登録及び狂犬病注射済票交付申請書を提出し、問診を受けた後、予防注射を受け、市の職員に申請書を提出し、登録手数料、これは新規が 3,000 円、継続はなし、それから狂犬病予防注射手数料、新規、継続とも 550 円、それから注射料、これが 2,650 円、を支払い、したがって新規の場合は計 6,200 円、継続の場合は計 3,200 円を支払いまして、鑑札及び注射済票の交付を受けることとなっております。また、個別注射は、集合注射を受けない犬または年度途中で新規で犬を飼われた場合、動物病院へ犬を連れていき、予防注射を受けるものであります。その際の手数料は、登録手数料、新規 3,000 円、継続はなし、狂犬病予防注射手数料、新規、継続とも 550 円、注射料は 2,650 円、その他集合予防注射にはない動物病院の経費 1,000 円をその獣医師さんにお支払いをします。そうしますと、新規は計 7,200 円、継続は計 4,200 円ということで、集合予防注射の場合よりも 1,000 円高いのです。鑑札及び注射済票の交付を受けることとなっております。平成 28 年度の実績は、集合予防注射で新規 9 頭、継続 652 頭、計 661 頭、個別注射で新規 43 頭、継続 368 頭、計 441 頭であり、予防注射合計で新

規 5 2 頭、継続 1, 0 2 0 頭、全頭数合計は 1, 0 7 2 頭となっております。犬で合計 1, 0 7 2 頭ですから、随分加茂市民も犬を飼っておられると思います。そういうことであります。

また、平成 2 8 年度の狂犬病予防注射業務関係の収支につきましては、集合注射及び個別注射合わせて、犬の登録料、鑑札です。登録料で 1 5 万 6, 0 0 0 円、予防注射済票交付手数料で 5 8 万 9, 0 5 0 円、注射料で 2 8 3 万 8, 1 5 0 円であります。これが収入です。その他個別注射の場合のみにかかわる動物病院の経費 1 0 7 万 1, 0 0 0 円、合計 4 6 5 万 4, 2 0 0 円であります。経費は 4 6 5 万 4, 2 0 0 円でありました。

次に、狂犬病予防業務関係の事務委託、獣医師さんに対する事務委託についてであります。狂犬病予防業務関係事務委託は、加茂市と公益社団法人新潟県獣医師会で業務委託契約を行っております。新潟県獣医師会と加茂市が業務委託契約を行っております。委託料は、加茂市手数料条例第 2 条第 3 3 号、それから第 3 4 号の規定による犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務並びに鑑札、注射済み票交付事務、こういう事務を加茂市にかかわって獣医師さんが行う事務委託であります。委託獣医師につきましては、平成 2 9 年度で加茂市は 2 病院であります。1 つが織田動物病院、もう 1 つが先生のところの加茂動物病院であります。三条市には 3 病院あります。これが坂田動物病院、ごちょう動物病院、パインズ動物病院であります。新潟市は 6 病院あります。そして、燕市に 1 病院、田上町に 1 病院、田上町の 1 病院はスミヨシ動物病院であります。計 1 3 病院となっております。

次に、狂犬病予防業務関係事務委託料についてであります。指定獣医師が本来市町村が行う事務、これが登録手数料、それから予防注射済票交付手数料の徴収、それから鑑札、注射済票交付であります。この本来市町村が行う事務を飼育者の利便性を考慮し、指定獣医師から無料で代行していただいているところであります。これは、安武議員のおっしゃるところであります。平成 2 9 年度契約におきましても、委託事務手数料は無料で契約しておるところであります。委託料については、新潟県獣医師会から新潟市に要望があり、平成 2 6 年度から注射済票 1 枚当たり 1 5 1 円の委託料が支払われるようになったものであります。その後他市町村への働きかけもあり、平成 2 9 年 4 月 1 日現在で 3 0 市町村中 2 9 市町村が委託契約をしておきまして、これは加茂市も委託契約しているわけです。そのうち 2 2 市町村が支払っておると。2 2 市町村が支払い、残りの 7 市町村は支払っていない、無料となっております。この支払っていない市町村が加茂市、魚沼市、南魚沼市、十日町市、佐渡市、湯沢町、津南町であります。私もこれ初めて聞きまして、これはもう支払わなきゃいかんと、こう思う次第であります。委託料の支払いをする場合、平成 2 8 年度個別注射実施頭数 4 1 0 頭で算出いたしますと、注射済票 1 枚当たり 1 5 1 円でありますので、委託料は 6 万 1, 9 1 0 円となります。加茂市におきましては、来年度平成 3 0 年度から予算を計上して委託料の支払いをすることにいたしたいと思っております。これは、私も初めて聞きまして、いや、これはお支払いしなきゃいかんと思った次第であります。平成 3 0 年度から予算を計上して委託料の支払いをすることにいたしたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○1 6 番（安武秀敏君） どうもありがとうございます。質問してお願いしたことは大体実施していただけるような答弁でございまして、ありがとうございました。

狂犬病は、知らない人は獣医師がやっていると思っていますけど、獣医師は技術を提供するだけなのです。今までは、国といいますか、県がやっていた。それが地方分権といいますか、権限移譲で市町村

になりまして、法律では飼い主は、所有者は年1回狂犬病の注射を受けなければならない、市町村は狂犬病の注射をさせて済票を交付しなければならない、これちゃんと法律でうたっているのです。だから、集合注射の場合は、いろいろ機があって、注射するところ、申請するところありますけど、獣医師はただ注射するだけなのです。お金とかタッチしません。病気が出れば別です。病気が出れば、今度県、国のほうの防疫になりますけど、ふだんは市町村の仕事。

新潟県は30市町村ありますけど、粟島浦村は6頭しかいない。6頭しかいないから、村上保健所から船に乗って行けば1日で終わっちゃうと、そういう状態です。その後で飼ったりなんかして頭数ふえる場合がありますけど、それは注射なかなか行くこともできないし、6頭いると去年は5頭したことになっているみたいですけど。

あと29市町村ありますけども、今言われた中で十日町市、これも30年度からやることになっています。十日町、30年からやることになっております。そうすると、やっていないのは加茂市と魚沼市、湯沢町、その辺なのです。だから、今まで何でやらなかったのでしょうか。委託料払わなかった理由って、今まで、おろそかにしていたのか、何か理由があったのでしょうか。

○市長（小池清彦君） 私が知らなかったということだと思うのです。だから、全部市長の責任です。聞いてたまげまして、いや、これはすぐ支払わなきゃいかんと思ったのですが、年度途中というのいろいろ煩雑ですので、30年度からおくればせながらお支払いをいたしたいと、そういうことで市議会にも予算をお願いしたいと、そう思います。

○16番（安武秀敏君） 市長は理解していると思いますけど。実際今までもらっていなかったのは、やはり今まで県がやっていたあれがありますから、獣医師は注射手数料だけで済ませていた。地方分権になりましたら大変なのです。今まで県の鑑札、新潟県の鑑札、済票でよかった。今度は地方分権になったら、各市町村で鑑札とか済票をつくるのです。そうすると、今まで県の鑑札、済票、1種類でよかったのが、委託された獣医師は自分のとこの市、隣の町の、あるいは隣の村の、みんな別々につくってありますから、それを預かっているわけ。飼い主は楽なのです。注射してもらえば、お金さえ払えば、あとはがきといえますか、申請書、動物病院でもらってくる。動物病院は、お金もらって、申請書を一緒に、今度は月初めにあっちの役場、こっちの市役所、みんな払って歩く。本当に大変。だから、もっと早く気づいてもらいたいと思ったので。私も今まで知らなかった。今まで3回も催促受けていたのです、請求。一番最初に全県にお願いしたのは、平成24年11月30日、そして1回目、新潟市が了解した1回目に要望したのが平成26年4月25日。2回目が平成28年2月18日。今回獣医師会長がことしかわりまして、ことしの7月12日、3回も要望して、私、会議で加茂は委託料払っていないなんて言われて、私、赤面したのですけれども、動物といえますか、そうお金かかりませんから、手数料といえますか、交付するとお金入ってきますが、今までは加茂市へ入ってこなかった、県の仕事だから。加茂市は、労力提供して、事務お手伝いしているけど、お金入ってこない。今度は加茂市へ入ってきているわけですから、その点いいのじゃないかなと思いますけど。

あとほかにいろいろ要望しましたが、まだ不妊手術の補助は県と新潟市だけなのです。県のほうも今度市町村と一緒に連携してやりたいと言っています。動物愛護協会の県の会長は、星野伊佐夫先生なのです。星野伊佐夫先生は、獣医師会の顧問なのです。獣医師会の顧問3人いまして、十日町のほうも今までなかったのだけど、委託料ありませんでしたけど、十日町のほうのオミ先生にお願いして、来年

度から委託料払うみたい、そうなのですけど、いろいろ具体的に答弁いただきましてありがとうございました。

あと捕獲箱、捕獲器、飼い主のいない猫に……

○市長（小池清彦君） 私のほうは、星野伊佐夫先生と聞けばもう水戸黄門の印籠が出たようなものなのです。加茂病院、一発でとにかく産科復活の方向ですから、もう本当に水戸黄門の印籠が出たようなものであり、私どもは星野先生のほうへは足を向けて寝られないわけであります。だからと言うと変ですけども、安武先生もおられますので、やっぱり補助についてもどういうふうな仕組みで補助をするのか、その辺を検討いたしたいと思います。それで、そこから先は合理的な方法で対応してまいりたいと思います。

とりあえず以上であります。

○16番（安武秀敏君） 不妊、去勢手術、これ平成27年度から、泉田知事の最後の年度です。そこから始まっている。27年、28年、まだ始まったばっかなのだけど、星野先生に獣医師会の顧問になってもらって、それから泉田知事にも星野先生から働きかけてもらって、今度動物愛護協会の顧問になっている。そのように泉田元知事も一生懸命御理解していただいて動物愛護が進んできましたといえますか、そういう状態でごさいます、感謝しているところでございます。

以上で終わります。よろしくお願いします。

○市長（小池清彦君） そういうお話でありまして、私のほうも早速補助金のほうをよく調べて検討に入りたいと思います。どうもいろいろ私の知らないことが多くて、動物愛護という地球上最も重要な事柄についていろいろ教えていただきまして大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

○議長（森山一理君） これにて、安武秀敏君の一般質問は終了いたしました。

2時15分まで休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（森山一理君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（森山一理君） 3番、白川克広君。

〔3番 白川克広君 登壇〕

○3番（白川克広君） 皆さん、お疲れさまです。3番、市政クラブ、白川克広です。一般質問、よろしくお願いをいたします。今回は、3点について市長の見解をお伺いいたします。

まず、1点目が災害復旧対策の徹底についてお伺いいたします。本年7月に発生しました数次にわたる豪雨災害により、当七谷の中でも特に今回は長谷地区、特定の地域における災害についてお願いをいたします。長谷地区においては、住宅裏手の斜面崩落が3カ所発生しまして、土砂が住宅直近にまで流れ出たという極めて緊迫した状況となりました。この3カ所について後日確認したところ、2カ所については過去において「ふとんかご工法」という対策が施された地点、ここのさらに上のほうからの崩落であって、今後も継続して土砂の流出する危険性が予見されるところであります。過去の被害状況から

危険性が予見されるいわゆる予見可能性が認められる地点の予防対策やその後の復旧対策は行政の責任、責務ではないかと考えます。市長の見解を伺います。

さらに、「ふとんかご工法」が施された２カ所について、今後補強工事を実施してもらえるものかどうか、あわせて伺います。

ちなみに、先ほどの全員協議会においては、市長のほうから把握した箇所については原則市が対応をとるという説明がございましたが、その点に関連してもどのような方針なのか伺いたいと思います。

また、もう一カ所については、旧蒲原鉄道の軌道敷地跡地の斜面の崩落であります。ここは、以前から山からの雨水、さらに降雨がダム状にたまってしまいうところで、地元の人たちが協力して排水路を掘ったりして対応していたところなのですが、今回はこの水が極めて大量にたまったため、浸透水による崩落と認められる地点でありました。高さが約２メートルから３メートル、幅にしまして１０メートルから１５メートルほど、裏山の斜面となっているところでございます。蒲原鉄道によるいわゆる管理放棄地となっているところでありまして、今後も同様、崩落の危険性がここまた予見されるところであります。加茂市からの行政指導ができないものか、市長の見解を伺います。

次に、２つ目で、堰の川分水路設置工事の進捗状況について伺います。６月議会、７月全員協議会において、排水ポンプ設置に向けた検討が公表されて以降、２カ月の時間が経過するわけですが、その検討結果についてどのような結論になったのかまず伺います。

７月以降、地元関係者と話し合う機会を何度か持ちまして、時間の経過とともに、「市長のポンプ設置を支持する」との意見が大勢を占めてきております。私自身、７月の全協ではポンプ不要を表明いたしましたが、地元の人たちから厳しく指摘を受けまして、やはり市長が設置を求めるのであれば、その方向でぜひとも有効なポンプ設置を含めた分水路設置工事を完成させていただきたいという市民の声が、地元住民の声が大勢を占めております。地元では、検討材料が全く示されないまま、私が非公式に把握した状況しか説明ができなかったわけであり、大多数の方が、「いつどのような状況で分水路が計画されたのか」、「市長発言のポンプ設置は当然である」、「これまで何の説明もしない市の姿勢はおかしい」と疑問の声が日に日に大きくなっております。このような住民不安の声に応えるためにも、分水路設置を決定した経緯、住民説明会の開催計画及び工事日程に対する市長方針について伺います。

次に、３点目であります防災行政無線の整備についてでございます。これは前にも、ことしの３月議会においても質問しておりますが、その後の情勢等々も勘案して再度質問させていただきます。７月にはたび重なる災害や、直近では北朝鮮のミサイル発射に伴うＪアラート、警報等、騒々しく携帯電話が鳴り続けました。この前の３月議会では、市としては同報系無線の整備は当面必要ないという方針でありましたが、今もその方針に変わりはないのでしょうか。まずもって伺います。

８月１５日付広報もお知らせ版には、防災について詳細な内容が掲載されております。しかし、全てにおいて、あれを確認せよ、これを確認せよといった市民任せの論調ではないでしょうか。高齢者だけの七谷では、携帯電話自体所持していない人が多く、情報入手すら困難であります。また、エリアメールが鳴り響いたとしても、意味もわからず、どのような行動をとるのかさえわからないというのが実態であります。私は、危機管理機関としての行政の本来の責務である住民保護の観点から、積極的広報が求められるのではないかと考えますが、改めて市長の見解について伺います。

蛇足ながら、消防庁のホームページには、財政支援まで事細かく掲載されており、同報系無線を各家

庭に設置、整備することにより、一斉に瞬時に効果的な情報伝達が可能となります。過疎対策事業としての財政支援は、起債充当率が100%で、元利償還金の70%が交付税算入されます。整備計画を早急に確立されるよう、市長の見解を求めます。

以上で壇上からの質問を終わり、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

初めに、災害復旧対策の徹底についてであります。まず、過去の被害状況から危険性が予見される箇所の予防対策や復旧対策についてであります。私は、市長就任後、直ちに何十年放置されていた市内の崖崩れ危険箇所を三条土木事務所の湯浅課長補佐を、伴ってというのは失礼ですが、と御一緒に視察いたしましたして、危険防止工事に取りかかりました。湯浅課長補佐という方は、まことに立派な方で、早速実行してくださいました。

まず、懸案で住民の方々は夜も寝られなかった双壁寺裏、これは平成7年度から総工費2億2,175万円、加茂市の負担1,930万円で5年をかけて完成いたしました。だから、ほとんど国、県が出してくれたわけであります。

次に、加茂山の広円寺裏の金剛谷を平成11年度から総工費4億6,933万7,000円、加茂市の負担が2,284万2,000円で、9年をかけて完成いたしました。

次に、長岡林業事務所、今度は農林関係になるのですが、長岡林業事務所の関係であります、長岡林業事務所も快く引き受けてくださり、新町の阿部煙火工業さんの家の近くの山の崖を平成10年度、単年度で総工費2,225万9,000円をかけて完成されました。

次に、神明町の「料亭せとや」さんの裏の山の崖を、これは平成7年度から総工費3,087万9,000円で2年かけて完成されました。これも長岡林業でした、あのときは。その後もあの辺がいろいろ出てくるものですから、これは建設系統ということで県のほうがおやりになったりもその後しておりますが、あのときは長岡林業がやったわけであります。

そのほかにも事あるごとに急傾斜地の防止工事に力を入れ、早目にことごとく手を打ってまいりました。危ないところは、県の三条土木事務所や長岡林業事務所から、のり枠工法などの対策を講じてもらいました。今三条土木事務所は三条地域振興局の地域整備部となり、長岡林業事務所は長岡振興局の農林振興部で、昔の長岡林業の所長は今農林振興部の副所長という地位になっておるわけであります。

平成23年7月の新潟・福島豪雨災害では、墓地のために対策工事に手をつけられなかった場所、金剛谷の延長線ですが、ここで土砂災害が発生いたしまして、これは墓地だったから手をつけられなかったところで、発生いたしまして、それから五番町地内と神明町地内で県からのり枠工法などの対策を講じてもらいました。したがって、あの広円寺様のお墓が崩れたところは、のり枠工法で対策を講じてもらったわけであります。

また、県単事業の小規模急傾斜地崩壊防止事業を活用して14カ所、新潟県災害関連地域防災崖崩れ対策事業を活用して2カ所、合わせて16カ所。16カ所の事業費合計6,380万8,000円で対策を講じました。これは、県事業になります。

平成23年7月、今の新潟・福島豪雨災害が激甚災害に指定されたことにより、県が小規模急傾斜地崩壊防止事業の採択要件を特例措置として、保全対象人家を2戸以上5戸未満から1戸以上5戸未満

に、小規模急傾斜地崩壊防止事業の採択要件をそのように県がしたわけであります。これに緩和したことで事業採択されたものであります。負担区分は、県2分の1、加茂市4分の1、地元関係者4分の1であります。新潟県災害関連地域防災崖崩れ対策事業につきましては、激甚災害に伴い崖地に発生した崩壊等の復旧を図るための事業で、保全対象人家2戸以上が採択要件となっており、負担区分は国10分の5、県10分の4、加茂市10分の1であります。2つの事業のいずれも事業主体は加茂市であります。

また、希望ヶ丘地内で、これが大変だったのですが、希望ヶ丘地内で人工斜面で国、県の補助対象としない1カ所につきましても加茂市で対策を講じたところであります。事業費は1,891万円、その加茂市の負担1,418万3,000円、地元関係者の負担472万7,000円でありました。これは、希望ヶ丘というところは宅地造成が行われたところでありますが、斜面になっているのです。その一番下のところをその人が持っていたのです。そうすると、一番下のところはしっかり土どめをしたのり面になっているわけです。そののり面は、一番下の人のためののり面でもあります。全体の住宅地のためののり面でもあるのです。だから、そののり面が崩れますと大変な金がかかるので、それをのり面のところのお家だけに負担させるということは、これは住宅地全体の最後の土どめののり面ですから、これが崩れたらその家だけでやりなさいというてもこれ大変なわけであります。ところが、それ国から直してもらおうと思ったら、人工崖はだめだということです。平成23年のときは、人工崖はだめだ。大変な災害のときはいいということがあったのですが、そのときはだめだということになったのです。それで、私が県の土木部のほうに、国がこれ人工崖であることを理由にやってくれませんか、特例として県がやってくれませんか、それ知事さんまで上げてくれませんか私が言うたわけであります。ところが、いや、知事に上げたけれども、だめだったと。本当に上げたのかどうかよくわからないのですが、上げたのだらうと思いますが、やっぱり規則に従ってだめだと。仕方がないから、県、国の出す分は全部加茂市が出すしかないので。それで、地元の負担は1,891万円のうち472万7,000円。地元というのは、その崖のところの人です。その人からは、それでも472万7,000円出していただいて、残りの1,418万3,000円は加茂市が出しましょうということでやったわけであります。どうしてもいわゆる加茂市が基礎自治体ですから、基礎自治体はその住民の幸せを最終的にしっかりと確保する責務があります。そこで、基礎自治体がじゃそれを出してやりましょうと、そういうことに予算上の措置をとってやったということであります。このように危険性が予見される箇所の予防対策や復旧対策に鋭意努めてまいっておるところであります。

また、国や県の補助採択要件に合わない場合であっても、人家のあるところの崖崩れは基本的には加茂市でしっかりと対応するという方針であります。これは、先ほど議員もおっしゃっていただきましたが、先ほども申し上げたところであります。したがって、加茂市におきましては、危険性が予見される箇所の予防対策や復旧対策は加茂市が行うというのが基本となっております。

次に、本年7月のたび重なる豪雨により長谷地区において斜面崩壊が発生した3カ所についてであります。これは、議員から御指摘がありましたので、私が改めて1件1件よく検討させていただきました。

まず、「ふとんかご工法」による対策が施行されております2カ所についてであります。要するにこれまた「ふとんかご工法」を一遍やられると、もう国の補助出ないのです。これは、人工崖になっちゃうのです。「ふとんかご工法」をやられる前は自然崖、一たび「ふとんかご工法」をやられて、それがま

たおかしくなると、もうこれ人工崖と。まことに国の一括した考え方がおかしいのですが、国も金が余りいっぱいないわけだから、こうしておくのだろうと思うわけです。国は面倒見てくれない、このところは。県も面倒見てくれないのです。そうすると、基礎自治体加茂市は必ず面倒見なきゃいかんと私は思います。その場合に、どうしても市の官僚は最高の工事をしたがるのです。これやりますと金がもうないので。最高の工事を民間だったら、例えばそれが私の家で、私が工事しなきゃならん場合はそんな最高の工事なんかしないです。民間人並みの工事しかしないのです。それを加茂市がやってそのままにしておくのとんでもない工事を民間から見るとやりがちなのです。官僚としてはこれは当然です。そういうふうなしっかりした工事を原則やることになっているのですから、それでまた何か問題が起きると責任問われたりするでしょう。だから、完璧な100点満点の工事をやろうとすると大変なのです。

1カ所幾らかかるのだというたら、800万円と言うかね。(建設課長金子正文君「いえ、一桁違います」と呼ぶ)8,000万円。(建設課長金子正文君「少なくとも」と呼ぶ)違うよ。800万円と言うたから、800万円もかかるからできないと君たち言うたじゃないか。800万円もかかるからできませんと言うたのですよ。ほっておくしかないということですよ。それに対して私が言うたのは、そんなこと言うものじゃないと。一番安上がりでまずやればいいじゃないかと。やって崩れたらまたやればいいじゃないかと。基礎自治体ですから、資金に限りがあるのです。これは、県だって国だって同じですが、だからなるべくまずは安上りのものでやってみる。高くつくから、800万かかるから、だめだというようなことは言うてはいかんと、これが加茂市長小池清彦の方針です。そうでなければほっておくしかありません、それはやらないと。そこで、加茂市がやれる範囲でやれば、まず余り崩れません。というのは、1トンパックを積むと、それでいいのです。なぜ官僚は1トンパック積みたがらないか。いずれ破れるからやらないと、こういうことなのです。「ふとんかご」は破れないから、これをやると。それは、理屈はそうですが、1トンパックはやぶれるから、1トンパックはやらないと、民間でそんなことしませんよ。民間で例えば私が建設会社に頼んで、これをなるべく安上りに上げてくれと言うたら、1トンパック積みますよと、すばらしいでしょうと、こんな立派なのを積むのですよと、こういう話になって、私も、いや、すばらしいもの積んだねと、こういうことになるのです。ところが、官僚から見ると、そんなものはだめだ、いずれ破れる、どうしても鉄の「ふとんかご」が必要だと、そういうことになるのですが、まずはもう私は1トンパックで上々だと思うのです。そうすると、今建設課長言いました、1桁違うと。だから、1桁安くなるのです。まずはそれでやって、また何かおかしくなったらまた1トンパック積みばいいじゃないですか。破れたからもう1トンパックは積まないなんてことはないで、幾らでも積みばいいのです。ということで、そこは1カ所800万かけてやるわけにはいきません。そんな金、加茂市にありません。ありませんが、どうもほかの市町村だと、やっぱり官僚から見れば800万かかるから、じゃ加茂市が手が出せないと。だから、そんな加茂市に支援する法律上の義務はないのだから、おまえさんやりなさいと、持ち出してやりなさいということになるわけですが、加茂市はそれはやらないと、加茂市がやりますと。やりますが、加茂市の財政事情の中で精いっぱいやらせていただくと、そういうやり方で、いろんなところがあるわけですから、先ほどごらんになりましたように百十何カ所も今回だけでもあるわけですから、そんなところをみんな「ふとんかご」なんてやっていたら金幾らあっても足りませんから、しかしながら可能な範囲で全部やるということでございます。

そこで、まず「ふとんかご工」により対策が施されております2カ所についてであります。この2カ所につきましては、平成23年7月新潟・福島豪雨により被災した箇所、いずれも平成24年度に小規模急傾斜地崩壊防止事業を活用して施工した箇所であります。だから、これは小規模だから、要するに県がやってくれる、事業主体は加茂市ですが、事業なのです。これでやったのですが、もう人工崖になっちゃったから、もはや小規模急傾斜地崩壊防止事業はやれないと、こういうことになったわけです。そこで、そのうち1カ所は加茂川漁業協同組合のふ化場から市道上土倉長谷線を山手に入った住宅の裏手が高さ約5メートル、幅約5メートルにわたり崩落したもので、工事費約50万4,000円で、延長5メートル、高さ1.5メートルの「ふとんかご工」及び「植生マット工」を30平方メートル施工したということであります。この箇所は、本年7月の豪雨により、高さ約3.5メートル、幅約5メートルにわたり崩落いたしました。

もう一カ所は、国道290号沿いの住宅の裏手が高さ約7メートル、幅約6メートルにわたり崩落し、工事費66万2,000円で、延長6メートル、高さ1メートルの「ふとんかご工」、40平方メートルの「植生マット工」と水路工事を施工いたしました。この箇所は、このたびの豪雨により、高さ約6メートル、幅約4メートルが崩落いたしました。

いずれもこのたびの7月豪雨により「植生マット工」を施していた部分に、その上の山林からの雨水が流れ込んで、「植生マット工」の部分を中心にのり面が崩落したものであると思われまゝ。崩落した土砂の大半が「ふとんかご工」でとまっております、「ふとんかご工」は損壊せず、土砂は住宅にまで押し寄せませんでした。この2カ所につきましては、既に植生マット工を施したいわゆる人工斜面であることなどから、県単事業の小規模急傾斜地崩壊防止事業や小規模補助治山事業での対応はできません。それぞれの箇所について、1トンバックを積んだり、排水溝を設置したり、加茂市が対応してまいりたいと思います。それで済ませたいと。

次に、旧蒲原鉄道軌道敷地跡地斜面の崩落についてであります。議員御質問の箇所は、加茂川漁協のふ化場前の市道長谷松山線を冬鳥越スキーガーデン方面に行った住宅の敷地にある農舎の裏手ののり面のことではないかと存じます。こののり面は、高さが約4メートルあり、のり面の上面は幅約8メートルの畑となっております。このたびの7月豪雨により、この畑ののり面が幅約14メートルにわたり崩落したもので、旧蒲原鉄道軌道敷地跡地斜面が崩落したものではありません。よく調べたのですが、蒲原鉄道軌道敷地跡地斜面が崩落したものではありません。崩落した土砂は、農舎まで押し寄せておらず、崩落したのり面は土地を所有する方が敷きならし、既に整正されたとのこととあります。こののり面の復旧につきましても、国や県の補助採択要件に適合いたしません。土地所有者の意向を確認したところ、敷きならし整正したのり面の土砂が雨水などによって流れ出ないように、単管パイプやコンクリート板を使った簡易的な土どめをしていただきたい旨申し出がありました。再度よく現地を精査し、大事に至らないよう市で対応してまいりたいと考えております。

これ蒲原鉄道のほうの問題ではないと私どもは考えたのですが、仮に蒲原鉄道の敷地の話であっても、私は蒲原鉄道はこれに対してしっかりした工事を施す財力を持っていないと思います。しかし、蒲原鉄道には加茂市は非常に今まで厄介になってきておりまして、冬鳥越のあの電車も快く譲っていただきましたし、蒲原鉄道が今までバスを運行していたのですが、それ全部加茂市が引き継いだわけですが、それでも、蒲原鉄道とは非常に密接な関係を持って、今までもよくしてきていただいておりますので、急

にそれ蒲原鉄道やりなさいと、加茂市の責任じゃないよと、じゃ訴訟で争うかなんていう態度を加茂市はとるべきでないと思っております。もし万一蒲原鉄道のそこに何かが起きれば、それは加茂市がちゃんとやってやるべきものであらうと私は思っておりますが、ただ今回は蒲原鉄道は無関係であるということでございます。

なお、畑の山手の端から50センチメートルほど高くなって、旧蒲原鉄道軌道敷地跡地が幅約6メートルあります。その先は山林となっております。この軌道敷地跡地の両側には土側溝もあることから、ふだん雨水はその土側溝を流れておりまして、雨水がたまってダムのようなことになることはないとのことであります。畑ののり面が崩落したのは、山林などに降った雨水が軌道敷地跡地、畑に流れ込んだことが原因と判断され、浸透水による崩落ではないものと思われます。また、畑に接する軌道敷地跡地は、畑を所有する方が草刈りなどを行っているとのことであります。このようなことから、蒲原鉄道に申し入れをするには及ばないものと思います。

なお、このたびの7月豪雨により、のり面が崩落し、土砂が住宅まで押し寄せた乳倉子地内1カ所、倉庫に土砂が到達した上土倉地内1カ所につきましては、市で土砂の取り除き等を行いました。農舎に土砂が到達した上土倉地内1カ所につきましては、10月に入ってから市で土砂の取り除き等を行う予定にいたしております。この上土倉のほうは10月にやります。乳倉子のほうは、何かその日かその翌日か、市役所がぱあんと行って、もう全部処置したというので、もう地元の関係者は、いや、市役所は大したものだと言うてすっかり喜んでおりました。

また、上土倉地内で工場敷地ののり面が高さ約5メートル、幅約40メートルにわたり崩落し、農地が被災した上に、さらに崩落が進むと工場の建物等への影響が懸念される箇所があります。この箇所につきましても、国や県の補助採択要件に適合しないのです。見たところあんなもの人工崖に見えないのですが、人工崖だということで、補助採択に至りませんので、市で対応すべく、現在工法等の検討を行っているところであります。これは、阿部煙火工業さんの敷地の黒水土倉線の一番道路寄りのほうの話なのですが、これはやっぱり加茂市がきちっとやってやるべきものであると思っております。阿部煙火工業さんのまさに命がけでの加茂市民に対する大変な御功績があるわけでもありますし、加茂市がちゃんとやってやりたいと思っております。

次に、堰の川分水路設置工事の進捗状況についてであります。要するに分水路の排水口よりも加茂川の水位が高くなって、排水口を閉めなければならなくなったときのためにポンプを設置するということでもあります。毎分4トンのポンプでよいかと思うのですが、2トンぐらいでもいいのかもしれませんが、一応毎分4トンのポンプでよいと思うのですが、大事をとって8トンのポンプを設置することにいたしたいと思います。この場合は、黒水中区集会場、旧七谷診療所です。これを黒水中区が加茂市から借りているのです。この建物を取り壊さずに裏手の空き地にポンプ場を配置することができます。設置費用は、約1,500万円くらいがそのポンプと、それから建屋、これが約1,500万円が見込まれるものと思います。現在ポンプ設置について詳細設計を行っておるところであります。設計がまとまり次第、工事を発注してまいりたいと存じます。

次に、住民説明会の開催計画についてありますが、分水路整備事業の地元説明会につきましては、ポンプの設置を含めた整備計画がまとまり、市議会の御了承をいただいた後になります。やっぱり1,500万円かかるわけですから、これ市議会の御了承をいただかないといけませんので、今、設置の

詳細設計を行っておりますので、それができたところで市議会に御説明をして御了承をいただくよう努めて、それで御了承いただいた後、住民説明会ということになると思います。

次に、工事日程についてであります。分水路設置工事は、国道290号と加茂川堤防の占用横断工事を含んでおりますので、工事ができる期間が限られることになります。加茂川堤防の吐け口工事は、出水期を外した10月1日から6月中旬までが工事を実施できる期間であります。国道290号の横断工事は、12月1日から3月末までの冬期間を外した4月1日から11月末までが工事の実施期間となります。こうした工事期間の制約において、市議会の御了承をいただいた後に、これまた御了承いただかないといけませんので、御了承いただいた後に工事を発注し、冬期間は国道290号の横断工事は行わず、加茂川の堤防の吐け口と市道区間の工事を実施し、4月から国道290号に埋設されている水道送水管、これが口径350ミリメートルですから大変なもので、口径35センチの水道送水管、それからNTT通信ケーブル、これは口径100ミリメートルのものが3段あって5本もあるのですから、大変なのですが、NTT通信ケーブル、口径100ミリメートル3段5本の移設補償工事を行い、その工事完了後、分水路ボックスカルバートの横断布設工事を行って完了となる見込みであります。

次に、防災行政無線についてであります。3月議会で答弁したとおりで今も変わりはないかとの御質問ですが、考えは全く変わっておりません。6億円と言われる規模の同報無線の基地局、中継局の整備と個別受信機を各御家庭に配置するという形で同報無線を整備することは、財政的に無理であります。これに比べ、今や携帯電話、とりわけスマートフォンの普及は急速に進んでおりますので、費用対効果を考えますと同報無線にかわるものとして携帯電話を利用し、エリアメール等の緊急速報メールを有効に活用して情報を発信していくべきという考えは変わっておりません。スマートフォンを含む携帯電話の飛躍的な普及により、恐らく各世帯で1台は携帯電話があると思われまし、利用が望めないひとり暮らしの高齢者の方に対しましては、これまでどおり加茂市介護看護支援センターの職員やヘルパーが安否確認や避難支援を行うことになっております。

加茂市は、住民の避難に当たっては、基本的に「避難指示」を出し、すなわち避難勧告は出さない。避難勧告を出されたほうは、逃げていいのかとまっていたらいいのかさっぱりわかりませんので、「避難指示」を出せば必ず逃げるということになります。基本的に「避難指示」を出し、消防団と一緒にスクールバスを使って各戸を訪問して避難を呼びかけ、自分の車で逃げる方は自分の車で、その他の方はスクールバスで避難していただいております。場合によっては救急車や平成園のバスで搬送を行うという方法をとっておりますので、今後もそのように対処したいと考えております。この前天神林を中心に「避難指示」を出したときは、極めてスムーズに避難が行われて、650人の方が一斉に避難されたわけあります。

次に、防災を扱った8月15日付広報もお知らせ版の内容が、災害時に市民をあれを確認せよ、これを確認せよといった市民任せの論調であるとの御指摘ですが、あの内容は私も改めて見てみましたが、大変よくできていると考えております。災害時の心得として日ごろから目を通していただいているのがよいのではないかと考えております。あれは、目を通していただかないとどうしようもないです。ただ、目をお通しにならなくてもいいのです、これは。いいということはないかもしれませんが、東日本大震災のとき以来、もう避難方法が変わったのです。とにかく人に構わず自分のことだけ考えて命からがら逃げろと、ひたすら逃げろと、こういうことになったのです。しかし、そうであっても人間

ですから、あの東日本大震災のときにはそのように群馬大学の片田先生がふだんから指導していたところの学校の生徒さんたちも、上級者は下級者の手を引いて逃げたそうでありまして、そこはもう人間ですから、ちゃんとやるのですが、言うなれば命からがらひたすら逃げろと。これから人を助けるために踏みとどまると、そんなこと考えずにひたすら逃げろと、もうこの一手なのです。したがって、この一手でいいのですが、特に地震の場合についての心得についていろいろあそこに書いてありますので、ぜひ読んでいただいて、ただ自分ならどうするかということをお考えになりながら読んでいただく必要があると思うのです。あのまんまあれに従っておやりになるのか、そうすると逃げおくれることがありますので、臨機応変、とにかく命からがら直ちに逃げると。そのときに、しかしさはさりながらあれを読んでおいていただいて、少しは役に、命からがら逃げるに当たって、それと両立する範囲でできるだけのことをされるという、そういうためのあれはマニュアルだと思うのですが、読んでみるとまことにあれはよくできていると思います。それもそのはず。いろいろあれは精査されて、一般にそういうふうに言われていることを加茂市がそれを加茂市なりに、そのまままねして書いたか、ちょっとまとめたかわかりませんが、加茂市がつくったものなので、中身はよくできていると思っております。

なお、議員が財政措置として例示されている過疎対策事業債、これは人口減少率が著しい地域に適用される起債でございまして、加茂市は過疎地域の市町村に入っていないのです。該当しないことから、この過疎対策事業債は利用できないということを申し添えておきます。

以上、御答弁申し上げますが、具体的に3カ所の御指摘をいただきまして、これは大変ありがとうございました。3カ所、私も改めて拝見いたしまして、的確な方法をとることができると思っております。大変ありがとうございました。

○3番（白川克広君） いろいろ本当にありがとうございました。

特に災害対策につきましては、本当にいち早く動いていただきまして、特に乳倉子の方については、居住者から家主さんにいきまして、家主さんから私のほうに連絡があって、即見に行ったところがもう床下に土砂が流れ込んでいる状態だったということで、極めて危険だということで、早急に写真を撮って当局にお願いしたら、もう次の日からやっていただいて、居住者の方は本当に安心して、市の迅速な対応に物すごく感謝しておりました。申し添えておきます。

もう一点、長谷地区の漁協の脇から一番上に上がった箇所なのでございますが、裏山につきましてはそういう感じで了解しておりますし、そのような方向で十分かと思えます。ただ、1点だけ、そこのお宅の前に流れております側溝がありますけども、側溝がそこのお宅の上手で、入り口のわずか二、三メートルでU字溝の工事が終わっちゃって、その先山のほうに向かって90度に左側に折れて山に入るのでですけども、そこが全く手つかずの状態なのです。そこが結局あふれ返って、沢の水があの道路を川のごとく流れ出て、下のほうまで被害が広がっているという実態がございますので、ぜひそこのお宅の側溝を、もう10メートルほどいけば完工されるはずなのです。それをもう一度検討材料に上げていただくようお願いして、1点目は終了させていただきます。

○市長（小池清彦君） 宅地の中を側溝が流れているのですか。

○3番（白川克広君） 当局にも写真つきで説明してございますので、もしあれであればもう一度御説明に上がりたいと思いますので、よろしく願いいたします。市道の脇の側溝になります。

○市長（小池清彦君） それは、検討させていただきます。

○3番（白川克広君） 次に、2つ目の堰の川の関係でございますが、そのような方向で進んでいるということで、非常に力強い市長の答弁で、ありがたく思っております。ただ、当初私も入手した事業計画の中で、議会の承認等々が終わった後、工事を発注した後での住民説明会というのがあったやに記憶しておりますが、その点はやはり発注後に住民説明会というスタンスは変わらないのでしょうか。

○市長（小池清彦君） 地元説明会につきましては、ポンプの設置を含めた整備計画がまとまり、市議会の御了承をいただいた後になりますと、こういう答弁であります。

○3番（白川克広君） それをそのまま読み取れば了解でございますが、以前いただきました資料には工事発注の後に地元説明会というのがございまして、工事に着工していくというような記録があったと認識しておりましたものですから、確認の意味でぜひとも発注の前に一度、全体の住民説明会でなくても、区長さんあるいは関係市民の皆さんへの工事概要の説明をよろしくお願ひしたいなと思っておりますが。

○市長（小池清彦君） 官僚の書いたものじゃないかと思うのですが、市長としてはそういうわけにいきませんので、官僚のメンタリティーと市長のメンタリティーは違うのです。市長のメンタリティーは、議員のメンタリティーに似ているのです。というのは、我々は選挙があるのです、変な言い方ですが。選挙があるからとは言いませんが、要するに市民の皆様方と一体になっているわけです、議員と市長は。しかし、官僚は、官僚もそうあることが理想なのですけれども、それほど実感がないのです。だから、つついっというふうなことを書くかもしれませんけれども、そこは市長がちゃんと合理的にやるということであります。それは、別に官僚を責めるわけじゃなくて、官僚はそういうことなのですが、あとは市長がしっかりカバーしてやるということであります。

○3番（白川克広君） ありがとうございます。こういった形で一般質問出して、市長からも答弁いただくことによって議事録にも載り、議会だよりに載る。よって、地域住民がそれを目にするということで安堵感が生まれるものと私は認識しております、あえて、申しわけございませんが、質問させていただいております。

最後、防災無線の関係でございます。整備云々はかなり財政的にも負担のかかる行為でございます。ただ、必要性については市長はどのように考えているのかお聞かせください。

○市長（小池清彦君） 必要性からいけば、何でもあったほうがいいです。何でもあったほうがいいですが、先立つものの話が別にありますので、そういうことから必要性和先立つお金との調和ということが政治には常に存在しているわけであります。そうしますと、とにかくなかなか加茂市は、何といっても基本的には日本海側での市町村の1つでございます。日本海側の市町村というのは、総体的に貧しい市町村であります。これは、加茂市だけでなく全部貧しいのです。その中で加茂市もその1つとして、しかしながら何とか日本一を張っていきたいと、こういうことありますので、そこはあとはお金の使い方、それからなるべく有利な補助金、国の金をいろいろ工面して、いい国の金をたくさんもらってくる。そういうふうによりながら何とか日本一を張っていくと、そういうことありますので、そういたしますととても同報無線には手が出ない。そうすると、一番いいやり方はエリアメールであるということになります。あと足りないところは別のやり方でカバーをするということになります。これは、加茂市の要介護者の把握というものはまことに見事なものでありまして、私は官僚を褒めるのですけれども、まことに見事なものであります。一例といたしまして、天神林を中心にして平成23年の7.29

水害のときに「避難指示」出したわけです。このときは、もう市民バス30台を待機させておいて、そのうち10台で済んだのですが、ドライバーと市役所の職員が1人だけ乗って行って、現場で消防団が大勢で待ち構えていて、それで10台一緒になって1戸1戸、戸をたたいて、まずは自分の車で逃げてくださいと。それをやらない方はこれに乗ってくださいということでやったのですが、ところがあるお宅に100歳になる寝たきりのおばあさんがいたのです。はて、これどうしようかなと思っていたら、加茂福祉会の車がさあつと行って、さあつと連れて、さあつといずれかの平成園へ連れていったそうです。なるほど、加茂市のシステムは大したものだと言うておられました、それはもう福祉事務所のほうで十分に要介護者の状況を把握しておりまして、それが自動的にばあつと行くようにできているわけでありまして。したがって、そういうもの等によってカバーしていくということでありまして。できれば、そんなに心配なら、携帯電話、家には全くないなんて言わずに1台買ってもらいたいです。その辺はやっぱり何でも公任せだよと、俺は電話1つ買わないよということではちょっと、ケネディ大統領なんてもっとひどいこと言っておりまして、諸君が国に対して何をしてもらいたいかを言う前に国に対して自分が何をなすべきかを考えろなんて、そんなある意味じゃひどいことです。そうしたら、ケネディは偉いなんて言われているのですから、そこまでは言いませんが、やっぱり足りないところに対しては個人も、市が6億出してやるまで俺は携帯1つ買わないぞということはちょっとなしにしたいと思う。くのが一番いいのじゃないかなと思います。

○3番（白川克広君） ありがとうございます。

最後、防災行政関係なのですが、ここで特に国民保護法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これに対して云々言うつもりはございません。ただ、今回北朝鮮に係るJアラートがこの前鳴りました。その後、水害の際もそうなのですが、加茂市としてエリアメールが出るとか、そういうことがなかったわけでございます。ただ、エリアメールでありますので、何人の方がそれを受信しているか、多分把握はないと思います、個別メールではありませんから。もしエリアメールで受信者が何人いるのだとわかれば御答弁いただければありがたいのですが、どうでしょうか。

○市長（小池清彦君） よく人に聞かれます。そうすると、私はあんなもので右往左往するものじゃない。あんなもので演習するなんて日本人の恥だ。原爆などというものは、日本もつくろうと思えば幾らでもつくれるのだ。それをつくらないのは、平和主義に基づいてつくらないのだ。ロケットだって、H2ロケット、あれ大陸間弾道そのものだと、使えば。それをあえてやらないのだと、そういうことなのだと。だから、打ちたければ打ってみろと、打てるかと、そういうふうには、日本男児たる者びくともせんぞ、そう言って悠然と俺は構えている。加茂市は何もしない。右往左往するのは日本男児の恥だ、そう言っているわけです。

○3番（白川克広君） 趣旨は理解しているつもりでございます。ただ、本当に寂しいことに同報系無線がない、個別具体的な情報がいただけない、そういう中において、せめてエリアメールの後に加茂市が作成したもう一本メールが届くと、非常に心強いなという思いは隠し得ません。したがって、何か機会があればその辺をちょっと検討していただければと思ひまして、質問を終わります。

○議長（森山一理君） これにて白川克広君の一般質問は終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、明26日午前9時30分から一般質問を続行したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3 時 1 6 分 延会